

# 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者の皆様へ

## 洪水時の浸水防止計画の作成等について

### 1 はじめに

近年、都市圏の河川流域において、台風や集中豪雨等により浸水被害が発生しています。

洪水等の水害は事前にある程度予測が可能のため、洪水予報等の情報を確実に伝達することが重要です。

これまで、河川浸水想定区域内（※1）の要配慮者施設について、小田原市地域防災計画（第2章 風水害対策計画）において施設の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法を掲載し、洪水による浸水に対しての安全の確保に取り組んできたところです。

大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、平成25年6月水防法が改正され、本市では平成28年3月「小田原市地域防災計画における大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する条例」を制定（※2）いたしました。それらを受け、浸水想定区域内にある大規模工場等で当該施設の所有者又は管理者から申出があった場合に、小田原市地域防災計画に施設の名称等を位置づけるとともに、施設の所有者又は管理者に対して、洪水時等の浸水の防止を図るため、次のことが努力義務として定められました。

- 1 浸水防止計画の作成
- 2 訓練の実施
- 3 自衛水防組織を設置した場合の措置

そこで、浸水防止計画作成の参考としていただけるよう、「大規模工場等の洪水時の浸水防止計画作成の手引き」を作成しました。

※1 「河川浸水想定区域」とは、大雨によって河川が増水し堤防が破堤した場合に、浸水が想定される区域です。例えば、酒匂川の場合は、流域に24時間雨量355mmの雨（100年に1度程度）を想定しています。

浸水想定区域については、ホームページで公開しています。

- 小田原市洪水ハザードマップ（pdf版がダウンロード可能です）

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/nature/damagefrom/kzmap.html>

- 小田原市地理情報システム Navi-0（住所から検索できます）

<http://www2.wagamachi-guide.com/navi-odawara/top/select.asp?dtp=8>

※2 水防法第15条第1項第4号ハの規定に基づき、本市条例で定めた大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を次のとおり定めています。

- (1) 用途 工場、作業場又は倉庫
- (2) 規模 延べ面積10,000平方メートル以上

## 2 浸水防止計画に定める事項

浸水防止計画には、次の事項を定めることとなります。(水防法施行規則第18条抜粋)

- (1) 洪水時の防災体制に関する事項
- (2) 洪水時の浸水防止のための活動に関する事項
- (3) 洪水時の浸水防止を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (5) 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織が行う業務に関する事項
  - ア 小田原市その他関係機関との連絡調整、浸水防止のための活動その他の水災被害軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に関する活動要領
  - イ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
  - ウ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- (6) その他、洪水時の浸水防止を図るために必要な措置に関する事項

## 3 市から提供する情報

小田原市地域防災計画に位置付けた施設へ市から提供する情報については、以下のとおりです。

- (1) 洪水予報

洪水予報河川に対して、横浜地方気象台と神奈川県河川課が共同して発表する洪水予報を提供します。市内の洪水予報河川は酒匂川です。
- (2) 氾濫警戒情報

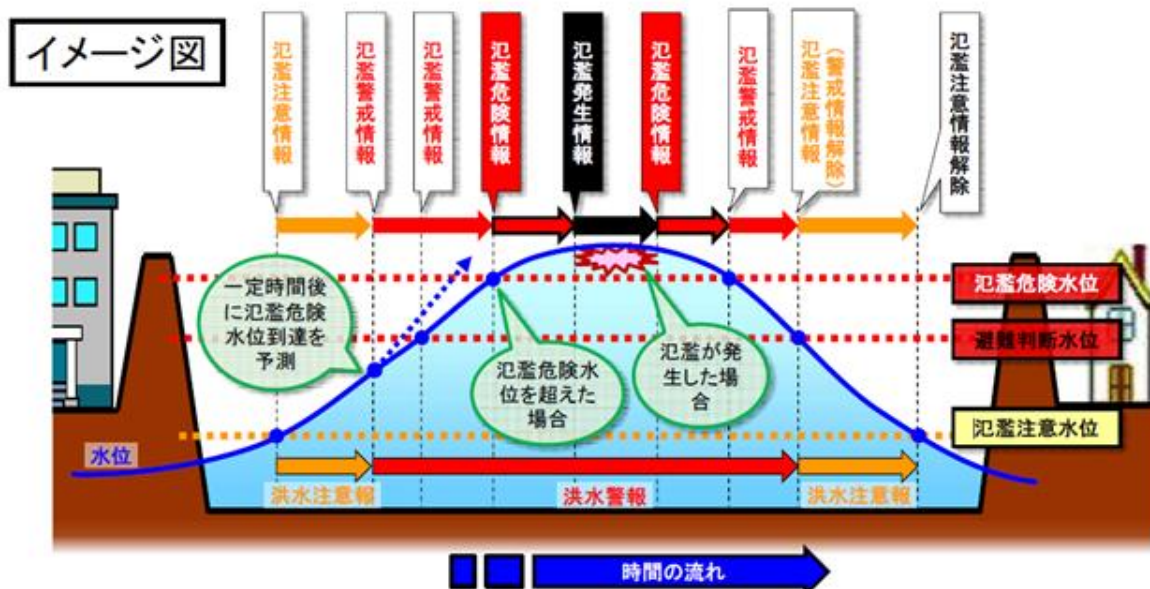
水位周知河川に対して、水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター長）が発表する氾濫警戒情報を提供します。市内の水位周知河川は、中村川、森戸川、山王川、早川、仙了川、狩川です。
- (3) 避難に関する情報

本市が河川等の状況を基に、市民へ危険を知らせ、避難を促すための情報を提供します。

## 〈洪水予報及び避難に関する情報と施設の対応の目安〉

危険度レベル	河川の水位	洪水予報指定河川 水位周知河川	市・住民の行動
5	氾濫の発生	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>逃げ遅れた住民の救援等</li> <li>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導</li> </ul>
	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の避難完了</li> </ul> <p><b>【氾濫危険水位】</b> (洪水特別警戒水位)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長の避難勧告等の発令判断の目安</li> <li>住民の避難判断の参考になる水位</li> </ul>
4 (危険)	避難判断水位	氾濫警戒情報	<p><b>【避難判断水位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長の避難準備情報等発令判断の目安</li> <li>住民の氾濫に関する情報への注意喚起</li> </ul>
3 (警戒)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫注意情報	<p><b>【氾濫注意水位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防団の出動の目安</li> </ul>
2 (注意)	水防団待機水位	水防警報	<p><b>【水防団待機水位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防団が出動するために待機する水位</li> </ul>

※ 水位情報や洪水予報は、避難の目安であり、累積雨量や今後の雨量予測、河川の状況に応じて変わりますので、それぞれの情報の意味を正しく理解し、早めの対応を心がけましょう。



## 4 市への報告等

- (1) 施設の所有者又は管理者は、小田原市地域防災計画への大規模工場等の名称及び所在地の位置付けの申出を行う場合は、別紙1により行うものとします。
- (2) 大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、市長へ報告することとなります。当該事項を変更したときも、同様です。(水防法第15条の4第2項及び水防法施行規則第19条関連)
  - ア 浸水防止計画を作成した場合は、別紙2の報告書とともに計画書を提出してください。
  - イ 自衛水防組織を置いた場合は、その組織及び構成員、統括責任者の氏名及び連絡先、洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先を記載した別紙3の報告書を提出してください。
- (3) 各種書類については、それぞれ市防災対策課へ提出してください。

## 5 情報の入手方法

本市では、防災行政無線、防災メール、ホームページ、J:COM 小田原データ放送、テレビ神奈川データ放送、FMおだわら等で避難情報等の防災情報を提供しております。

市が提供する情報のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等での情報収集、周辺施設の状況の把握に努め、早めの浸水対策を行ってください。

- (1) 防災メール（メールマガジン）※ 新規登録は平成28年3月28日以降  
防災行政無線で放送した情報を提供しています。登録を手続きする場合は、  
小田原市ホームページ又はQRコードから登録してください。
- (2) ホームページによる提供  
次の各ホームページで防災情報を提供しています。



- 小田原市ホームページ（避難などの情報は、トップページに緊急情報として掲載します）  
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>
- 小田原市気象情報（日本気象協会）  
<http://www.micosfit.jp/odawara.city/>
- 横浜地方気象台（気象情報全般）  
<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>
- 神奈川県雨量水位情報（図中「県西土木事務所小田原土木センター」を選択）  
河川の水位情報、映像が確認できます  
[http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web\\_general/suibou\\_joho/index.html](http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/index.html)

- (3) テレビのデータ放送による提供  
テレビ神奈川データ放送及びJ:COM 小田原データ放送に小田原市の気象情報、緊急情報を提供しています。
- (4) ツイッター  
小田原市のアカウントで配信しています。 @Odawara\_city

(5) ラジオ

FM おだわら (78.7MHz) にて緊急情報を放送します。

(6) 広報車等

広報車にて避難情報の広報、誘導を行います。

## 6 日頃の備え

(1) 洪水ハザードマップを参考に、施設の浸水状況、周囲の状況等を確認しましょう。

(2) 浸水防止をする際の役割分担をあらかじめ決めておきましょう。

(3) 気象情報や洪水予報等の情報収集及び関係する従業員等への伝達方法について定めておきましょう。

(4) 浸水の防止を図るための設備及び資機材の整備を行いましょう。

(5) 従業員等への教育や訓練などを定期的に行いましょう。

(6) 速やかな浸水防止が行われるように浸水防止に関する計画やマニュアルを整備するなどの準備をしておきましょう。

申 出 書 ( 新 規 ・ 変 更 )

小田原市長 殿	年 月 日	
所 有 者 ・ 管 理 者 ( 共 同 で の 申 出 の 場 合 は 代 表 者 ) 住 所 _____ 施 設 の 所 有 者 名 又 は 管 理 者 名 <span style="float: right;">⑩</span> _____ 電 話 番 号 _____ 担 当 者 名 ( _____ )		
水防法第15条第1項のただし書き規定に基づき、小田原市地域防災計画に名称及び所在地を定める大規模な工場その他の施設として申出ます。		
施設の名称 ( 変更の場合は ) ( 変更後の名称 )		
施設の所在地 ( 変更の場合は ) ( 変更後の所在地 )		
施設の用途・規模 その他必要事項 ( 変更の場合は ) ( 変更事項 )	用 途 : 工 場 ・ 作 業 場 ・ 倉 庫 延 べ 面 積 : _____ m <sup>2</sup> その他必要事項 : _____	
洪水予報等の伝達先 ( ※電話番号、FAX、 ) ( 担当者等 )		
※ 受 付 印	※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※欄は、記入しないこと。

※ 申出する者の住所、電話番号は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び電話番号を記入すること。

## 洪水時の浸水防止計画作成（変更）報告書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>小田原市長 殿</p> <p style="text-align: center;">所 有 者 ・ 管 理 者 （共同での報告の場合は代表者）</p> <p>住所</p> <hr/> <p>施設の所有者名 又は管理者名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <hr/> <p>電話番号 <span style="float: right;">担当者（ ）</span></p> <hr/> <p>水防法第 15 条の 4 の規定に基づき、別添のとおり洪水時の浸水防止計画作成（変更）したので報告します。</p>	
施設の名称 （変更の場合は 変更後の名称）	
施設の所在地	
施設の用途 その他必要事項 （変更の場合は 主要な変更事項）	
洪水予報等の伝達先 （※電話番号、FAX、 担当者等）	
※ 受 付 印	※ 経 過 欄

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※欄は、記入しないこと。

※ 報告する者の住所、電話番号は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び電話番号を記入すること。

## 自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先（変更）報告書

小田原市長 殿		年 月 日	
所有者・管理者（共同での報告の場合は代表者）			
住所			
_____ 施設の所有者名 又は管理者名 ⑩			
電話番号			
_____ 担当者名（ ）			
水防法第15条の4の規定に基づき、自衛水防組織の構成員等を別添のとおり報告します。			
施設の名称 〔変更の場合は 変更後の名称〕			
施設の所在地			
自衛水防組織の設置	統括管理者の 氏名・連絡先		
	洪水予報等の伝達 を受ける構成員の 氏名及び連絡先		
	自衛水防組織の内 部組織の編成及び 構成員	別紙「自衛水防組織図」のとおり	
※ 受付 印		※ 経 過 欄	

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
- 2 ※欄は、記入しないこと
- 3 自衛水防組織図を添付すること。

※ 報告する者の住所、電話番号は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び電話番号を記入してください。



## 小田原市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準について定めるものとする。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第2条 前条で定める用途及び規模の基準は、工場、作業場又は倉庫であって、その延べ面積が1万平方メートル以上のものであることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【水防法】

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第1項において同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

(2～4項 略)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(第一～第三号 略)

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。

第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

(イ、ロ 略)

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したとき

も、同様とする。

## 【水防法施行規則】

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第10条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(統括管理者の設置等)

第13条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第18条 法第十五条の四第一項の大規模工場等(法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。)の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 大規模工場等における洪水時の防災体制に関する事項

二 大規模工場等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項

三 大規模工場等における洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

四 大規模工場等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第19条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

問い合わせ先

小田原市防災部 防災対策課 危機管理係

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465-33-1855

FAX 0465-33-1858

[bosai@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:bosai@city.odawara.kanagawa.jp)